

令和4年 第3回須賀川市農業委員会総会議事録

令和4年3回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和4年3月4日（金）
- 2 招集通知日 令和4年3月4日（金）
- 3 招集日時 令和4年3月16日（水）午後1時28分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（9名）

| 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 |
|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| 1 | 加藤 梅子 | 2 | 関根 要一 | 3 | 安藤 雅裕 | 4 | 桑名 辰幸 |
| 5 | 大越 彰 | 6 | 村上 光宏 | 7 | 古川 雅和 | 8 | 矢部 邦博 |
| 9 | 高橋 純一 | 10 | 小枝 宏嗣 | 11 | 松川美智夫 | 12 | 吉田かつ子 |
| 13 | 鈴木 光重 | 14 | 和田 博文 | 15 | 熊谷 聡 | 16 | 横川 良雄 |
| 17 | 矢吹 正則 | 18 | 深谷 寅一 | 19 | 秋山 吉治 | | |

6 出席農業委員 18名

7 欠席農業委員 0名

| 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 |
|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 須・浜 | 村上 節夫 | 西袋 | 渡邊 久記 | 稲田 | 関口 明夫 | 稲田 | 大河原一英 |
| 仁井田 | 岡部 俊男 | 仁井田 | 根本 芳一 | 大東 | 関根 隆二 | 長沼 | 内山 哲夫 |
| 岩瀬 | 佐藤 秀和 | | | | | | |

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 9名

9 欠席農地利用最適化推進委員 1名（関根 隆二委員）

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

| | | |
|----------|-------|-------|
| 農業委員会 | 事務局 長 | 西澤 俊邦 |
| | 農政係 長 | 鈴木 弘明 |
| | 農地係 長 | 力丸 光輝 |
| 経済環境部農政課 | 主 事 | 藤田 紘平 |

11 議 案

議案第 8 号 農用地利用集積計画について

議案第 9 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 11 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 13 号 現況確認証明申請の適否決定について

報告第 3 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 4 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

報告第 5 号 令和 4 年度須賀川市農業委員会活動予定表について

12 その他

13 開 会 （午後 1 時 2 8 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 3 番 安藤 雅裕 農業委員と 4 番 桑名 辰幸 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 2 時 2 9 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 4 年 3 月 1 7 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和4年 第3回総会

令和4年3月16日(水)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第8号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第42号から58号までについて、質問等
ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第8号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は
挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第8号「農用地利用集積計画について」は計
画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第9号「農用地利用配分計画(案)に関する意見につい
て」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第15号から17号までについて、質問等
ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第9号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異
議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第9号「農用地利用配分計画(案)に関する
意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

議長 次に、議案第 10 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 12 号について関口委員よろしくお願いいたします。

関口推進委員 受理番号第 12 号について説明いたします。

3 月 13 日、深谷農業委員と現地で説明を受けました。譲渡人の実家と譲受人は松塚地区の隣組の関係にあります。譲受人世帯の農業従事者は 3 人で、耕作に必要な機械・設備は保有しており効率的な耕作をしています。今回、譲渡人が親より相続するにあたり、申請農地の維持管理ができない状況のため、今回の申請となりました。申請地の水田は、譲渡人の親の代から耕作が続いており、周辺の水田も譲受人が耕作しており、利便性もよく、安積疎水の水利を使用しています。畑に関しても譲受人の所有農地に隣接しており、周辺に与える影響はないものと思われます。また、価格については、登記費用等を考慮し譲受人が同意することで決定したもので、現地状況を確認したところでは妥当な条件と思われます。許可上、特に問題がないと思われますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 受理番号第 13 号について、佐藤秀和委員よろしくお願いいたします。

佐藤秀和推進委員 受理番号第 13 号についてご説明いたします。

先週、矢部農業委員と譲受人から話を聞いてきました。譲渡人は、ご家族の勧めで、現在、申請地の耕作を依頼している譲受人に売却する方向で整理してほしいと話を持ち掛けたところ、合意がなされたとのことです。譲受人は、約 30 年前から耕作しており、価格については、申請地の相場価格で両者合意して決めたとのことです。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 14 号について、村上委員よろしくお願いいたします。

村上推進委員 受理番号第 14 号について説明いたします。

3月13日に秋山委員と調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人の希望により生前一括贈与となっています。譲受人が長年栽培している作物のため、農業技術に問題はなく、耕作に必要な機械・施設は保有しており、許可上、特に問題ないと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第15号について、大河原委員よろしくお願いいたします。
大河原推進委員 受理番号第15号について説明いたします。

3月13日に桑名農業委員と譲受人立会いのもと聞き取り調査を行いました。最近、譲渡人は体調を崩し農地の維持管理が難しくなり、後継者もいないため、親戚の譲受人に相談したところ、耕作放棄地になることを防止するため快諾し、引き継いで維持管理することによって今回の申請となりました。価格についてもお互いに協議して決定したもので、許可上特に問題がないと思われしますので、委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第16号について、内山委員よろしくお願いいたします。
内山推進委員 受理番号第16号について説明いたします。

3月11日、松川農業委員と調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、現在、譲受人が畑の管理を行っています。譲渡人が高齢のため申請したものであり、許可上特に問題ないと思われします。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第17号について、渡邊久記委員よろしくお願いいたします。
渡邊久記推進委員 受理番号第17号について説明いたします。

3月8日、小枝農業委員と現地を調査し、譲渡人への聞き取り調査を行いました。譲渡人は、兼業農家として長年経営しておりましたが、高齢になり後継者もなく、水稻価格も下落し悩んでいたところ、隣に住んでいる譲渡人の弟の長男である譲受人が土地を借りて耕作するとの意向があり、所有権移転の申請となりました。許可上特に問題ないと思われしますが、委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 受理番号第 18 号、第 19 号について、岡部俊男委員よろしく願い
いたします。

岡部俊男推進委員 受理番号第 18 号及び第 19 号について説明いたします。

高橋委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。第 18 号及び第
19 号は相互交換であり、約 30 年前から互いの土地の利便性をよくする
ため、交換して耕作していましたが、お互いの土地の所有権を整える
ため、合意に至ったものであります。交換面積もほぼ同じであり、許
可上特に問題ないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 受理番号第 20 号について、根本委員よろしくお願いいたします。

根本推進委員 受理番号第 20 号について説明いたします。

3 月 9 日、古川農業委員と現地を調査し、被設定人に聞き取り調査を
行いました。被設定人は、浪江町から避難しており、今回、農地を探
していたところ、知人から設定人を紹介されました。被設定人は震災
前に、浪江町で色々な野菜を生産していましたが、今回の賃貸借する
土地でも、山菜や自家用野菜を栽培することです。なお、農機具
は、しばらくの間、設定人から借りる予定です。栽培経験もあり問題
はないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいた
します。

議 長 受理番号第 21 号について、村上委員よろしくお願いいたします。

村上推進委員 受理番号第 21 号についてご説明申し上げます。

3 月 13 日に秋山委員と調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子関
係にあり親の希望による生前贈与です。譲受人の農業技術は、長年栽
培している作物であるため問題なく、耕作に必要な機械・施設は保有
していますので、許可上特に問題ないと思われませんが、委員の皆さま
のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 10 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 10 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 11 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 4 号について、村上委員よろしくお願いいたします。

村上推進委員 受理番号第 4 号について説明いたします。

3 月 13 日、秋山農業委員、鈴木農業委員と調査をいたしました。申請人は、浜尾地内に農機具倉庫を建築し使用していたところ、阿武隈川の氾濫による洪水のため使用できなくなり、今後のことを考慮し、安全な土地に建築したいと計画しましたが、利便性の高い土地は申請地以外にないことから、本申請が出されました。申請地は農地の集団性を阻害するものではなく、付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 5 号について内山委員よろしくお願いいたします。

内山推進委員 受理番号第 5 号について説明いたします。

3 月 12 日、加藤農業委員、松川農業委員、横川農業委員と現地確認、聞き取り調査を行いました。申請人は、地元に戻るために自宅建設を検討していましたが、実家は古く手狭なため、自作地の住宅を建築するために申請が出されたものです。申請地は農地の集団性を阻害するものではなく、排水については、合併処理浄化槽で道路排水に流すため、付近の農地に与える影響はないものと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 11 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員及び最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 1 号について、関根要一農業委員よろしく願います。

関根要一農業委員 受理番号第 1 号について説明いたします。

3 月 4 日に、熊谷農業委員、関根推進委員、農業委員会事務局員の 4 名で現地を確認し、設定人及び行政書士から聞き取り調査を行いました。設定人と被設定人は親子関係にあり、今回、被設定人が自宅を建築するため申請が出されたものです。申請地は、設定人の自宅の前に隣接し、申請地は農地の集団性を阻害するものではなく、排水についても、現在使用している排水溝に流出するため特に問題はありません。また、土砂の流出を防止する土止めを行うため、付近の農地に与える影響はないものと考えられ、許可上、特に問題はないものと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 受理番号第 2 号について、渡邊久記委員よろしく願います。

渡邊久記推進委員 受理番号第 2 号について説明いたします。

3 月 10 日に和田農業委員、小枝農業委員、吉田推進委員、農業委員

会事務局員の 5 名で譲渡人及び行政書士と現地を調査し、聞き取り調査を行いました。譲受人は譲渡人の孫であり、譲受人は家族の高齢化等により新築住宅の土地を探していましたが、なかなか希望する土地がなく申請地に建築することとなりました。住宅の排水は、浄化槽を通じて排水します。付近の農地に与える影響もなく許可上、特に問題はないものと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 受理番号第 3 号について、岡部俊男委員よろしく願います。

岡部俊男推進委員 受理番号第 3 号について説明いたします。

古川農業委員、高橋農業委員と譲受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、譲受人の自宅の前に位置しており、譲渡人より譲受人に対して売買の話があったそうです。譲受人の自宅の駐車場も手狭なこともあり、合意に至ったとのこと。価格については、国道 4 号線沿いということ相互に考慮したものであり、許可上、特に問題はないものと思われ。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 受理番号第 4 号について、村上委員よろしく願います。

村上推進委員 始めに受理番号第 4 号について説明いたします。

3 月 12 日、秋山農業委員、鈴木農業委員と調査を行いました。設定人に確認したところ、申請地は 3 年前から休耕しており、今後も耕作する予定がないことから、被設定人に貸すことになったそうです。申請地は農地の集団性を阻害するものではなく、土砂の流出を防止するために土止めを行うため、付近の農地に与える影響はなく、価格についてもお互いの話し合いで決定したもので妥当と思われ。また、事業終了後は速やかに現状に回復するとのこと、周囲に与える影響はないものと考えられ。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 13 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員及び最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 1 号、第 2 号について、関根要一農業委員よろしく願います。

関根要一農業委員 受理番号第 1 号及び第 2 号について説明いたします。

続いて、受理番号第 2 号について説明いたします。

3 月 4 日、熊谷農業委員、関根推進委員、農業委員会事務局員の 4 名で現地確認し、申請人及び行政書士から話しを聞きました。申請地は、父が昭和 22 年に取得し、平成 3 年に相続したものであり、この度、長男が屋敷内に住居を新築するに当たり必要な手続きを進めている中で、私道としている進入道路の一部が農地であることが判明したため、今回の申請となりました。委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 受理番号第 3 号について、渡邊久記委員よろしく願います。

渡邊久記推進委員 受理番号第 3 号について説明いたします。

3 月 10 日、和田農業委員、小枝農業委員、吉田推進委員、農業委員会事務局員の 5 名で現地調査並びに聞き取り調査を申請人と行政書士から行いました。本件は、議案第 12 号第 2 号と関連があります。申請地は、50 数年前から隣接する宅地と併用し、宅地への進入路について利用していますが、今回、隣地を孫の住居として新築するに当たり登記を確認し

たところ、農地であることが判明しました。今後も宅地として利用したいため、今回の申請となりました。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 13 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 13 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第 3 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」
1 件です。

○ 報告第 4 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」
2 件です。

○ 報告第 5 号「令和 4 年度須賀川市農業委員会活動予定表について」
1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

(なし)

議 長 他になければ、これにて令和 4 年第 3 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。